

第1章 総則

一般社団法人日本サイコネフロロジー学会（以下「本学会」という）は、腎疾患の患者、家族、及びその医療に関わる人たちの精神・心理・社会的課題を扱う学術団体であり、腎疾患早期から腎代替療法（人工透析、腎移植）、終末期までの包括的医療の発展、普及に資することを目的としている。その中で公認心理師による本領域での心理的支援の向上と充実を目指して、一般社団法人日本サイコネフロロジー学会認定サイコネフロロジー公認心理師(略称：サイコネフロロジー心理師) 制度を施行する。

第2章 サイコネフロロジー公認心理師制度
小委員会

第1条 1. 本学会は前条の目的を達成するため、総務委員会のなかにサイコネフロロジー公認心理師制度小委員会を置き、サイコネフロロジー公認心理師制度の実施および改善に関わる審議を行う。
2. サイコネフロロジー公認心理師制度小委員会委員は、理事会で選任する。
委員長は、担当理事あるいは委員からの互選とする。
サイコネフロロジー公認心理師制度規則（以下「規則」という）の施行に関して、サイコネフロロジー公認心理師制度小委員会によって決定された事項は、理事会の承認を得て、本学会HP、その他によって会員に公示する。
理事長は委員会委員にふさわしくない行為があったとき、または特別の事情のあるときは、理事会の議を経て解任することが出来る。

第2条

第3条

第4条

第5条

第3章 サイコネフロロジー公認心理師

第1節 サイコネフロロジー公認心理師の申請
資格

第6条 1. サイコネフロロジー公認心理師は次の各項の資格をすべて満たす者であること。
1) 日本国の公認心理師登録証を有し、公認心理師としての人格および識見を備えていること。
2) 申請時において、本学会の正会員歴が3年以上あること。
3) 本学会の年会費を完納していること。
4) 公認心理師として、医療機関における臨床経験を過去10年以内に5年以上を有していること。
5) 公認心理師として、腎領域における実務経験を過去10年以内に3年以上を有していること。
6) 申請時において、本学会学術集会・総会に通算3回以上参加していること。
7) 腎領域に関する発表を1件以上、もしくは査読付論文（基礎的・臨床的研究あるいは症例報告でも可）1編以上の業績があること。（いずれも筆頭者であること）
8) 腎領域の心理実践に関するレポートを5症例提出すること。（申請者が筆頭著者である査読付症例論文での置き換えを可能とする）
9) 別に定める資格申請費の納付を完了していること。

第2節 サイコネフロロジー公認心理師の申請

サイコネフロロジー公認心理師の資格認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類等をサイコネフロロジー公認心理師制度小委員会に提出し、申請手数料を納付すること。
1) サイコネフロロジー公認心理師認定申請書類。
2) 本学会学術集会・総会の過去3回以上の参加を証明するもの。
3) 過去5年間の業績（腎領域に関する発表を過去5年間以内の腎領域に関する発表1件以上、もしくは査読付論文1編以上）を証明するもの。
4) 腎領域の心理実践に関する症例レポートを5症例。
5) 資格申請費用の納付用紙。

第3節 サイコネフロロジー公認心理師の更新
およびサイコネフロロジー公認心理師更新の
申請

サイコネフロロジー公認心理師の更新は、次の各項の資格をすべて満たす者であること。
1) サイコネフロロジー公認心理師の資格取得後引き続き本学会の正会員であること。
2) サイコネフロロジー公認心理師の認定証の有効期限の満了する日の前1年以内であること。
3) 当該認定期間5年のうちに本学会学術集会・総会に2回以上参加していること。
4) 当該認定期間5年のうちに関連領域の学会*に1回以上参加していること。
5) 当該認定期間5年のうちに、別に定めるサイコネフロロジー公認心理師更新のために必要な単位を収めていること。
6) 留学、出産育児、その他止むを得ない事情により所定の回数に満たない場合は、更新の保留を申請する。保留期間は年単位とし通算2年を限度として、認定期間は有効期限の満了する日に保留期間を加えた年数だけ延期されるが、保留の期間中はサイコネフロロジー公認心理師を呼称することは出来ない。
7) サイコネフロロジー公認心理師の更新の審査において適格と判断され、サイコネフロロジー公認心理師更新者として登録を完了した者であること。
サイコネフロロジー公認心理師の更新をする者は、次の各項に定める申請書類等をサイコネフロロジー公認心理師制度小委員会に提出し、更新申請手数料を納付すること。
1) サイコネフロロジー公認心理師更新申請書。
2) 当該認定期間5年のうちに本学会学術集会2回以上および関連領域の学術集会1回以上の参加を証明するもの。
3) 当該認定期間5年間のうち、第9条2)を含み、更新要件に掲げる40単位を取得していることを証明するもの。
4) 資格更新申請費用の納付用紙。

第8条

第9条

第4節 サイコネフロロロジー公認心理師の認定
およびサイコネフロロロジー公認心理師更新の
認定

第10条

サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会は、毎年1回、サイコネフロロロジー公認心理師認定の申請書類等の
審査によってサイコネフロロロジー公認心理師として必要な条件を満たす者を、サイコネフロロロジー公認心理師認
定資格者として理事会に推薦する。

理事長は、サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会がサイコネフロロロジー公認心理師として審査した者につ
いて、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を本人に通知する。

第11条

サイコネフロロロジー公認心理師認定者あるいはサイコネフロロロジー公認心理師更新者と決定した申請者は、決定
通知の日付より30日以内に登録料の納付を完了しなければならない。

1. 理事長は、サイコネフロロロジー公認心理師認定者およびサイコネフロロロジー公認心理師更新者名簿への登録
を行い、サイコネフロロロジー公認心理師の認定証を交付する。

2. サイコネフロロロジー公認心理師認定証の認定期間は、認定日から5年間（認定日から5回目の事業年度末）
とし、終了日は5月31日とする。

第12条

3. 認定に至らなかった申請者のうち不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内にサイコネフロロロジー
公認心理師制度小委員会に異議を申し立てることが出来る。

4. サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会は、認定にいらなかった申請者の異議申し立てに対して、30
日以内にサイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しなければなら
ない。

第13条

理事長は、サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決定を
下し、申し立て者に通知する。

第5節 サイコネフロロロジー公認心理師資格の
喪失

サイコネフロロロジー公認心理師は次の各項の理由により、サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会の議を経
てその資格を喪失する。

1) 正当な理由を付し、サイコネフロロロジー公認心理師の資格を辞退したとき。

2) 正会員の資格を喪失したとき。

第14条

3) サイコネフロロロジー公認心理師の認定証の交付を受けた日から満5年を経て、サイコネフロロロジー公認
心理師の更新を受けなかったとき。

1. 理事長は、サイコネフロロロジー公認心理師としてふさわしくない行為のあったときは、サイコネフロロロジー
公認心理師制度小委員会および理事会の議により、サイコネフロロロジー公認心理師の認定を取り消すことが出来
る。

第15条

2. サイコネフロロロジー公認心理師の資格の喪失に不服を生じた者は、決定通知の日付より30日以内にサイコ
ネフロロロジー公認心理師制度小委員会に異議を申し立てることが出来る。

1. サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会は、サイコネフロロロジー公認心理師資格喪失の異議申し立てに
対して、30日以内にサイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会を開き審議し、その結果を理事長に答申しな
ければならない。

第16条

2. 前項の委員会において異議を申し出た者は、その審議のためのサイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会
に出席し、異議の理由を述べることが出来る。

3. 理事長は、サイコネフロロロジー公認心理師制度小委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議に対する決
定を下し、申し立て者に通知する。

第4章 補則

この規則を改正する場合には、理事会の承認を得なければならない。

詳細は施行細則により定める。

[附則]

第17条

この規則は、令和5年12月26日理事会で承認、同日から適用する。

この規則は、令和6年3月22日理事会で改定を承認、同日から適用する。